

R7.4 時点版

時期	妊 娠	産前8週	出 産	産後8週	1歳	1歳6月	3歳	小学校就学	中学校卒業	備 考
休 暇 ・ 給 与 制 度	不妊治療のための病気休暇を取得可能	男 女						3年生		※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、5日の範囲内（多胎は産前14週）
	不妊治療のための特別休暇（有給、6日以内）	男 女								※2：妻が出産のために入院する等の日から出産の日後2週間以内
	妊婦の通勤緩和（有給、1時間／日）	女								※3：出産の日以前42日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで
	妊娠障害休暇（有給、14日以内）	女								※4：産後8週間、期間中2回まで
	妊娠中の休憩（有給）	女								※5：期間中2回まで取得可能
	保健指導又は健康診査（有給、1回につき必要と認められる時間 回数は時期により異なる）			女						※6：1歳に達する前日まで（1歳半または2歳まで延長も有）。パパ・ママ育休プラスの場合は1歳2ヶ月まで
			男性の育児参加休暇（有給、5日以内） ※1	男						※7：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで
			※2 …… 妻の出産休暇（有給、3日以内）	男						※8：3歳未満の子を養育している場合は、申出により3歳未満養育特例あり（共済掛金）
			産前産後休暇（有給、多胎は産前14週） 〔共済、互助会の掛金免除※3〕	女						※9：中学校3年生まで（障がいのある子は18歳年度末まで）
					男					※10：妻（夫）が産後休暇・育児休業等により子を育てることができない（1歳未満の子を育てる妻を除く）
						男				※11：中学校卒業までの子。（学校行事や学校休業時等の際の養育も対象）。2週間以上の看護を必要とする中学校卒業～高校卒業程度（18歳年度末）までの子は1人につき5日（上限10日）。
							男			※12：4時間以内勤務日の育児時間は、1日1回45分以内。2歳未満の子を養育している場合は、手当金あり
								男		
									女	

出産費
出産手当金
など

！

給付関係は、申請が必要です！

（注意！）
配偶者や子の養育状況により適用が異なる場合があります

基本1歳までは、育児休業（支援）手当金と掛金免除により、実質、一定程度の収入は確保（育休期間により6～10割程度支給）されます。

育児休業 ※4（無給）

育児休業 ※5（無給）

育児休業手当金 ※6

〔共済、互助会の掛金免除※7〕

部分休業（給料減額、2時間以内／日） ※8

子育て部分休業 ※9

育児時間※10（有給、2回各45分以内／日）

子の看護休暇 ※11（有給、子1人につき10日以内。上限15日）

時間外勤務の免除（要 請求）

深夜勤務・時間外勤務の制限（要請求 24時間／月、150時間／年以内）

育児短時間勤務 ※8 ※12（給料減額、勤務形態4種類）